

# 食品関連事業者の皆様へ ～届出制度が創設されます～

食品衛生法が改正され、営業届出制度の創設により  
令和3年6月1日から届出が必要になる場合があります。

## 1 どんな業種が届出業種になるの？

公衆衛生に影響のある食品関連事業者を把握するため、原則全ての業種が届出業種になりました。主な業種は以下になります。

旧許可業種 であった営業 (一部)	<ul style="list-style-type: none"><li>魚介類販売業、食肉販売業 (容器包装に入れられたもののみを販売する場合)</li><li>乳類販売業、冰雪販売業</li><li>コップ式自動販売機(屋内設置、自動洗浄機能付き)</li></ul>
販売業 (小売業、卸売業)	<ul style="list-style-type: none"><li>食料品販売業(一般的な商店、通信、訪問販売)</li><li>食料品卸売業(食料品、野菜果物、米穀類等)</li><li>自動販売機による販売業</li></ul>
製造・加工業	<ul style="list-style-type: none"><li>製造・加工業(添加物(規格基準が無い物)、調味料) (コーヒー、健康食品、海藻、その他食料品)</li><li>精穀・製粉業</li><li>製茶業</li><li>卵選別包装業</li></ul>
上記以外のもの	<ul style="list-style-type: none"><li>行商</li><li>集団給食</li><li>器具、容器包装の製造業</li><li>露店、仮設店舗の内、営業とみなされないもの</li><li>その他</li></ul>

## 2 届出対象外の業種はあるの？

公衆衛生に与える影響が少ない  
以下の営業は対象外になります。

- 容器又は器具類を製造する営業
- 食品又は添加物の輸入をする営業
- 容器、器具類を輸入又は販売する営業
- 食品又は添加物を常温で貯蔵又は運搬する営業
- 常温保存しても危害発生の恐れがない包装食品の販売業(スナック菓子等)

## 3 いつから届出が必要になるの？

許可業種から届出業種に変更される  
場合の届出は不要です。

- 令和3年6月1日から適用を受けます。
- 猶予期間である令和3年11月30日までに、保健所へ届出をお願いします。  
(なお、令和3年6月1日以前でも届出可能です。)